食安輸発1228第1号 平成23年12月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産さば加工品のマラカイトグリーン及びブラジル産小麦のメタミドホスの 解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年12月27日付け食安輸発1227第6号)にて通知したところです。

今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、 食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たす ことから、上記通知の別表1の中国の項中

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項 目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
さば加工品 (簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の 4による こと。	告示第370号「食品、 添加物等の規格基	リーンが残留

を削除し、ブラジルの項中

Π.								
]	製品検査の	条件	検査	の項	Į	試験品採	検査の方法	検査を受ける
	対象食品等		目			取の方法		ことを命ずる
								具体的理由
	小麦及びそ		メタ	3 }	1.1	別表2の	平成17年1月24日付け	基準値 (0.01
	の加工品		ホス			3による	食安発第0124001号	
	(簡易な加					こと。	「食品に残留する農	るメタミドホ
	工に限る。)						薬、飼料添加物又は	スが検出され
							動物用医薬品の成分	るおそれがあ
							である物質の試験法	るため。
							について」によるこ	
							と。	

を削除しますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。